

議第44号

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月14日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年滋賀県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）」に、「6,500円」を「13,000円」に、「に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）」を「から第5号までのいずれかに該当する扶養親族」に、「10,000円」を「6,500円」に改め、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第11条の2を次のように改める。

第11条の2 削除

第11条の3第2項第2号中「100分の7.5」を「100分の5.7」に改める。

第11条の4第1項第2号中「配偶者」の右に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第12条第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第2項第1号中「次項」の右に「および第5項」を加え、同条第3項中「（第1号および次項）」を「（第1号、次項および第5項）」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

第12条第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつ

た者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号アに定める自動車の使用距離に応じて32,800円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額、同号イに定める自転車等の使用距離に応じて16,600円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円（同号アに定める自動車の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号アに定める3,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額、同号イに定める自転車等の駐車のための施設で人事委員会規則で定めるものを併せて利用している場合にあっては150,000円に同号イに定める1,500円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を加算した額）に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第12条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他人事委員会規則で定める者であつた者から引き続き」を「新たに」に、「なり、これ」を「なつたこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の右に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の右に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第21条中「、扶養手当」を削る。

第24条中「および第7条」を「、第7条および第11条」に改め、「、第11条の2」を削り、「は短時間勤務職員」の右に「（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）」を加える。

第36条中「（第4項を除く。）」を削り、同条の表第21条の項中「、扶養手当」を削る。

付則第15項を次のように改める。

15 当分の間、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合を除く。）に係る第11条の3第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「給料、管理職手当および扶養手当の月額」とあるのは「給料（給料の調整額を除く。）の月額と、給料の調整額、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に5.7分の7.5を乗じて得た額との」とし、職員の地域手当の月額（当該職員の他の給与

の額および勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。)に係る同項(第2号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の5.7」とあるのは「100分の7.5」とする。

付則第25項中「は、これら」を「(第11条の3第2項第2号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員または第2号会計年度任用職員に係るものに限る。)は、これら」に、「次の各号に掲げる職員および第2号会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合」を「100分の101.703」に改め、同項各号を削る。

別表第1および別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

高等学校等教育職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400
	42	268,000	316,200	385,000	436,900
	43	269,000	318,000	386,400	438,100
	44	269,900	319,700	387,800	439,300
	45	270,600	321,400	389,300	440,500
	46	271,400	323,300	390,900	441,800
	47	272,200	325,000	392,500	443,000
	48	273,000	326,700	393,900	444,200
	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	

議第44号
滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

86	301,000	383,800	437,500
87	301,700	385,100	437,900
88	302,400	386,400	438,300
89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	

	132	328,000	418,600			
	133	328,200	418,800			
	134	328,400	419,100			
	135	328,600	419,400			
	136	328,900	419,600			
	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

注1 この表は、高等学校、特別支援学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舍指導員、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第4条関係）

小 学 校 お よ び 中 学 校 等 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 の給 号	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
	73	290,400	346,700	411,200	425,800
	74	291,100	348,200	411,800	426,200
	75	291,800	349,700	412,500	426,500
定年	76	292,400	351,200	413,200	426,800
前再	77	293,000	352,600	413,800	427,100
任用	78	293,700	354,100	414,500	427,400
短時	79	294,300	355,600	415,000	427,700
間勤	80	294,900	357,100	415,600	427,900
務職	81	295,500	358,500	416,000	428,100
員以	82	296,100	359,800	416,400	
外の	83	296,700	361,100	416,700	
職員	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	

議第44号 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

86	298,300	364,700	417,500		
87	298,800	365,900	417,800		
88	299,300	367,000	418,000		
89	299,700	368,100	418,200		
90	300,300	369,200	418,500		
91	300,800	370,300	418,800		
92	301,300	371,400	419,000		
93	301,600	372,500	419,200		
94	302,100	373,700	419,500		
95	302,600	374,800	419,800		
96	303,000	375,900	420,000		
97	303,400	376,900	420,200		
98	303,900	377,900	420,500		
99	304,400	378,800	420,800		
100	304,800	379,700	421,000		
101	305,200	380,500	421,200		
102	305,600	381,500	421,500		
103	306,000	382,400	421,800		
104	306,300	383,300	422,000		
105	306,500	384,100	422,200		
106	306,800	385,000			
107	307,100	385,900			
108	307,300	386,800			
109	307,500	387,600			
110	307,700	388,600			
111	308,000	389,500			
112	308,300	390,400			
113	308,500	391,000			
114	308,700	391,900			
115	308,900	392,800			
116	309,200	393,700			
117	309,500	394,500			
118	309,700	395,200			
119	310,000	396,000			
120	310,300	396,800			
121	310,500	397,400			
122	310,700	398,100			
123	310,900	398,800			
124	311,200	399,400			
125	311,500	400,000			
126		400,700			
127		401,200			
128		401,800			
129		402,400			
130		403,000			
131		403,500			

	132		404,000			
	133		404,300			
	134		404,600			
	135		404,900			
	136		405,200			
	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

注1 この表は、小学校、中学校、義務教育学校等に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1および別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項および同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の第11条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは
 「(5) 心身に著しい障害を有する者」とあるのは
 (6) 配偶者（届出をしないが事
 者
 と、同条第3項中「13,000円」とあるのは
 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(通勤手当および単身赴任手当に関する経過措置)

- 5 改正後の第12条第4項および第12条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給与条例の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)

- 6 切替日以後に新たに給与条例第6条第6項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）および滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年滋賀県条例第47号）付則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（以下この項においてこれらを「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第13条の2の2の規定は、切替日以後に同条第1項に規定する異動をした再任用職員または切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

(暫定再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 7 暫定再任用短時間勤務職員（滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

付則第16条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第24条の規定を適用する。

(人事委員会規則への委任)

- 8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

- 9 滋賀県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年滋賀県条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「。以下この号において「条例」という。)および条例の」を「)の」に、「次に掲げる事務」を「別に教育委員会規則で定めるもの」に改め、同号アおよびイを削る。

(滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

- 10 滋賀県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正する。

付則第24条第6項中「、第11条の2、第11条の4、第13条の2および第13条の2の2」を削る。

付則別表 号給の切替表

ア 高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11

28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	

議第44号 滋賀県公立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		

90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

イ 小学校および中学校等教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職 務 の 級		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12

29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	

60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	

91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		